

# 仕 様 書

- 1 業 務 名 須賀小学校地域拠点施設木材調達業務委託
- 2 履 行 場 所 宮代町大字須賀1425番地1
- 3 実 施 金 額 金 円（但し、業務価格 金 円）
- 4 変 更 実 施 額 金 円（但し、業務価格 金 円）
- 5 差 引 増 減 金 額 金 円

6 工事の概要、起工理由

工事の概要	木材調達 一式
起工理由	須賀小学校再整備に伴う木材調達









## 須賀小学校地域拠点施設木材調達業務仕様書

本仕様書は、宮代町が委託する宮代町須賀小学校地域拠点施設木材調達業務を行うにあたって必要な事項等を示したものである。

### 1 業務名

須賀小学校地域拠点施設木材調達業務

### 2 業務の目的

本事業では、地域（埼玉県）の森林資源を有効活用し、脱炭素社会の実現や児童の教育環境向上に寄与する木造校舎の建設を目指している。

本事業に要する構造用製材は相当量にのぼるが、埼玉県産構造用製材は一般的な流通市場において常時大量にストックされているものではない。これを建設工事と一括で発注した場合、入札参加者である工事施工者にとって工期内での確実な材料確保や品質・価格の安定性が不確定要素となり、工事入札への参加を阻害する要因となることが懸念される。

そのため、本業務は建設工事から木材調達を分離して発注する。町が直接、専門的な供給・管理能力を持つ業者と契約し、原木調達・乾燥・養生・品質管理を責任持って完遂させることで、工事施工者の調達リスクを排除し、健全な建設工事入札の環境を整えることを目的とする。

あわせて、木材調達コストの透明化を図るとともに、地域の林業・木材産業との直接的な連携により、確実な品質の木材を安定的に現場へ供給することを目指すものである。

### 3 業務期間

契約締結の日から 12 ヶ月（令和 9 年 6 月 30 日予定）

### 4 業務場所

宮代町内

### 5 業務概要

以下に記載した予定する工事に使用する木材を製造し、施工に必要な時期に納入する。

工事 名称：須賀小学校地域拠点施設建設 第 3・第 4 校舎等解体及び建設工事

建築予定地：須賀小学校敷地内（宮代町大字須賀 1 4 2 5 番地 1）

延べ床面積：約 6,309 m<sup>2</sup>

## 6 用語の定義

- (1) この仕様書における木材に関する用語は、日本農林規格 J A S 1 0 8 3（最新版）による。
- (2) 「設計者」とは、本工事の設計及び設計意図伝達業務の受託者をいう。
- (3) 「受託者」とは、本業務を受託した者をいう。
- (4) 「工事施工者」とは、須賀小学校地域拠点施設建設工事に係る建築工事一式を請け負った者をいう。
- (5) 「工事監理者」とは、須賀小学校地域拠点施設建設工事に係る工事監理業務受託者をいう。
- (6) 「目合わせ」とは、J A S 1 0 8 3には定めがない材面の品質に関して予め関係者間で共通の認識を図る立ち合いの機会のことをいう。
- (7) 「自主検査」とは、受託者が予備検査又は受入検査の前に検査対象となる木材について行う全数検査をいう。
- (8) 「予備検査」とは、発注者が受入検査に先立って行う検査をいう。
- (9) 「受入検査」とは、発注者が受託者からの部材受入時に行う製品検査をいう。
- (10) 「支給検査」とは、発注者が工事施工者への部材支給時に行う製品検査をいう。

## 7 数量・産地・品質・規格

別紙1のとおりとする。

## 8 業務の実施

### (1) 業務の着手

受託者は、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、業務責任者が発注者で行う着手時打合せのことをいう。

### (2) 業務条件

- ア 業務責任者は、本業務の進捗状況を取りまとめ、全ての業務について常に進捗状況を把握すること。また、提出した予定工程表の遵守に努め、工程を変更する場合には、速やかに予定工程表を修正し、発注者に提出すること。
- イ 業務責任者は、発注者と十分に連絡を取りながら業務を進めること。
- ウ 発注者が品質管理の状況等を確認するための調査を行うときは、業務責任者が対応すること。調査を行う工場等については、発注者と受託者との協議のうえ決定する。

## 9 打合せ及び打合せ記録

以下に示す時期及び発注者が必要と定める時期に、打合せを行う。受託者は、発注者と打合せを行った場合、速やかに打合せ記録を作成しその都度、発注者に提出すること。

### (1) 業務着手時

製造体制、木材の製造に係る保管管理方法、保管場所の仕様等を示した業務計画書及び、スケジュールを示した予定工程表を作成し、発注者と打合せを行うこと。

### (2) 目合わせ

業務着手後速やかに目合わせを行う。目合わせの項目は以下とし、その許容される程度についての共有認識を図ること。

- ・ 運搬時に発生するリフト等の当て傷等
- ・ 梱包バンドによるめり込み傷等
- ・ 接合部の加工に影響を及ぼすと判断する著しい割れや腐れ等
- ・ 上記の他、必要な項目

### (3) 工事施工者決定時

工事施工者が作成する工程表に支給検査時期を盛り込むための協議を行う。本協議には、受託者、設計者、工事監理者、工事施工者、発注者及び監督員が参加する。なお、協議結果を反映した実施工程表を作成し、発注者へ提出すること。

### (4) 業務完了時

本業務の実績報告を行う。

## 10 検査

(1) 曲げヤング係数及び含水率については、機器の校正を確認した上で測定する。なお、検査に必要な機材準備及び測定技術者の配置は受託者が行い、必要な費用は受託者の負担とする。

(2) J A S 認証材やかかる荷重が少ないことが想定される部材（大引、根太、垂木等）については、発注者と協議のうえ、一部の検査を省略する場合がある。

(3) 検査の実施にあたり、受託者は検査計画書（日時、場所、実施者、立会者、検査部位、検査項目、検査本数、使用機器等を記載）を事前に提出し、発注者の承諾を得ること。

(4) 各検査の内容は以下のとおりとする。

#### ア 自主検査

受託者は、当該検査対象の全数に対して数量・産地・品質・規格を満たしていることを自主検査結果表（様式任意）に取りまとめ、発注者に提出すること。

#### イ 予備検査

別紙2による検査を行う。検査の時期は、初回受入検査前及び発注者が指示する時期とする。

#### ウ 受入検査

別紙2による検査を行う。具体的な実施時期及び対象数量等は工事施工者決定時の打合せにおいて決定する。発注者は受入検査の結果を受託者に通知する。

エ 支給検査

受入検査と同時に、同様の内容で行う。

(5) (4) のイ～エについては、次のとおり行う。

ア 各検査は、業務責任者の立会いのもと行う。

イ 各検査（自主検査を除く）は、以下に示す条件で受託者が準備すること。

検査実施場所	埼玉県内
検査会場の広さ	440 m <sup>2</sup> 以上 (検査実施に必要な十分な広さ)
検査1回あたりの数量上限	100 m <sup>3</sup> 未満
検査頻度・間隔	原則として14日以上の間隔をあけて実施
検査実施予定回数	計3回
受入検査期間	令和9年1月～令和9年3月
支給検査期間	令和9年1月～令和9年3月 (受入検査と同時に行う予定)

※工事施工工程によって変更が生じる場合があるため参考とする

※詳細は工事施工者決定後の打合せによる

ウ 各検査を行うために必要な梱包の荷解き、木材の移動、各種計測等の対応は本業務に含む。

エ 各検査対象の木材には、梱包ごとに以下の項目を記載したラベル（様式任意）を添付すること。

(ア)木材明細書に記載の明細書番号

(イ)区分／樹種・等級

(ウ)含水率

(エ)現しの有無

(オ)断面及び長さ寸法

(カ)本数

(キ)製造業者名

## 11 保管及び取扱方法

(1) 保管期間（予定） 令和8年8月～令和9年3月（8か月）

(2) 保管期間は、工事施工者による保管木材の引き取りが予定期日より早く完了した場合、期間を繰り上げる場合がある。また、工事の遅延等により、保管期間を延長する

場合がある。保管期間の変更が生じた場合の追加費用等については、本業務発注費の算出根拠を基準に算出される費用を目安に、発注者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

- (3) 業務期間内に発注者による受入検査が行われた木材に保管の必要が生じた場合は、本業務の追加対応を依頼する場合がある。追加発注条件については、本業務発注費を基準に、追加して保管すべき木材の材積数量から算出される費用を目安に、発注者と受託者で協議のうえ定めるものとする。
- (4) 保管業務の対象木材は、業務期間満了時に、発注者の指示により工事施工者が引き取りを行う。引き取りに際しては、管理担当者の立ち合いをもとめる。積み込み業務、運搬業務は、工事施工者の費用負担により行う。
- (5) 保管木材に関する定期的な点検を行うこと。
- (6) 保管場所への運搬と保管場所における材の積み替え等を行うこと。
- (7) 保管場所におけるリフト等の設備を確保すること。
- (8) 保管場所は降雨を避けられ、かつ日射抑制、湿度管理等が行え、木材に変形、汚れ、カビ等の発生が極力起こらない環境とし、床面はリフトの通行に支障の無い構造とすること。
- (9) リフトによる積み下ろし時は当て傷に注意し、材面の美観を保つよう、リフト爪に養生を施すなどの取扱いに十分留意すること。
- (10) PPバンド・掲揚ベルト等で結束する場合は、木材角部にめり込みが生じることを避けるため、角当て等緩衝材を挟んで結束すること。
- (11) 保管期間中は、毎月末に報告書を提出し発注者・監督員に保管状況を報告すること。
- (12) 保管期間中は、発注者・監督員が保管品の確認のため、保管場所に立ち入ることができる。
- (13) 保管木材に対する損害保険（火災・風水害・盗難等）への加入を行い、補償賠償額は保管木材の評価額以上とすること。
- (14) 保管期間中に起こった、火災・風水害・盗難等により、紛失または性能や等級の劣化が発生した場合は、保管業務着手時と同等の品質・性能・産地の製品に差し替えを求める。
- (15) 保管場所は整理整頓を心がけ、保管品の品質確保に努めること。

## 12 受入検査後の対応

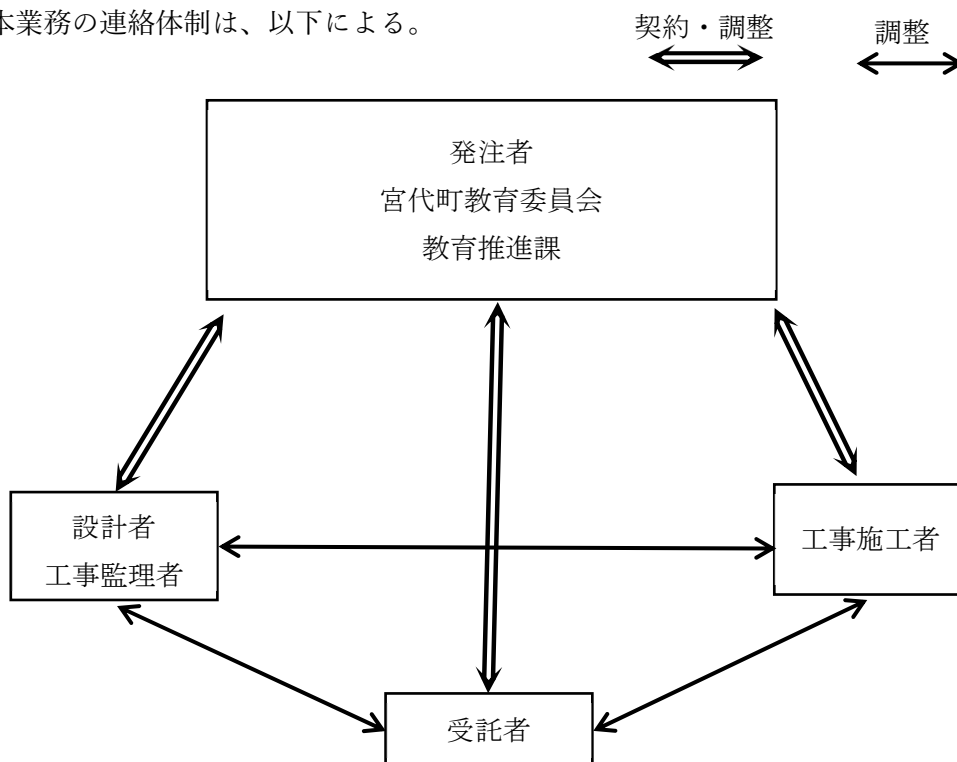
- (1) 工事施工者への支給後、材長の切断や穴開け等の加工を行う前に、本業務に求める仕様を満たさない木材が確認された場合は、受託者の責任において差替えを行う。差替えにかかる作業及び運搬費等は、受託者の負担とする。
- (2) 工事施工者による適正な管理のもとにプレカット等を行った後、見え隠れの不具合が判明し、発注者が使用できないと判断した場合には、木材の差替えを指示する場合が

ある。その場合の経費は受託者の負担とする。ただし、工事施工者の取扱いが原因で生じる品質低下や、加工の失敗に起因する欠損を除く。

- (3) 本事業において引き渡された工事目的物の契約不適合が、支給木材の品質に起因することが明らかな場合は、受託者と工事施工者が連帯して保証することとする。目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完にあたっては、受託者から工事施工者に補修に必要な木材を受託者の費用負担により支給して対応すること。

### 13 業務連絡

本業務の連絡体制は、以下による。



### 14 提出書類

- (1) 受託者は、業務の各段階において、次の書類を速やかに提出すること。

ア 契約締結後

- (ア)業務計画書 1部
- (イ)予定工程表 1部

イ 工事施工者決定時

- 検査スケジュールを記載した実施工程表 1部

ウ 検査前

- (ア)検査要求書 1部
- 検査計画書及び自主検査結果表を添付
- 原材料産地確認のための証拠書類を添付

エ 業務完了時

(ア)完成報告書	1部
(イ)納入木材一覧表	1部
(ウ)成果品全数製造品質管理表(全数対象) (最終的に検査合格した材の自主検査結果一覧)	1部
(エ)原材料産地確認のための証拠書類	1部
(オ)管理写真等一式	1部

- (2) 報告書は原則としてA4版とすること。
- (3) 内容に変更が生じたときは、その都度提出すること。
- (4) その他、発注者が必要とする書類を提出すること。

15 その他事項

- (1) 納入木材の契約不適合に関する責任期間は、納入木材を使用して建築された建築物の契約不適合責任期間と同期間とする。
- (2) 工事施工者が、本工事に係る契約締結後、施工図の検討を行い、本工事に必要な木材(構造材)の数量を確認し、支給木材明細書の数量との相違や新たに必要となる木材等について、数量の相違がある場合の対応については、発注者及び監督員との協議により決定する。
- (3) 事業の実施にあたっては、本業務関係者と連絡を密に行うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受託者が協議の上、これを定めることとする。

## 木材仕様書

### 1 木材の数量

木材明細書のとおり

### 2 木材の産地

埼玉県内で生育及び伐採された原木を原材料とする。

### 3 木材の品質・規格

許容寸法については、JAS1083 に準じた規格とする。

木材は、木材明細書に特記なき限り以下の仕様とする。

- (1) JAS1083 に定める機械等級区分構造用製材または目視等級区分構造用製材の規格に適合するものとし、強度等級、仕上り寸法、樹種及び現しの部材は木材明細書による。
- (2) 含水率は、日本農林規格に準じた SD20 (20%) 以下とする。
- (3) 背割りはないものとする。
- (4) 現し材の材面品質は目合わせにおいて、共有認識を図る。
- (5) その他の材面品質は下表による。

表面割れ	深さ 40mm 超の表面割れは原則 NG
死節・抜け節	手に触れる範囲の角節欠け NG
節・集中節(径比)	目視等級三級相当
平均年輪幅	目視等級二級相当
目まわり	
繊維走向の傾斜比	
腐朽	
曲がり	

## 検査要領

仕様書に定める各検査の要領は以下のとおりとする。

### 1 内容

#### (1) 書類検査

以下の書類の内容の確認を行う。

ア 自主検査結果表

イ 木材仕様書の「2 木材の産地」の規定を満たしていることが確認できる出荷伝票等の写し

ウ J A S 1 0 8 3 に適合することを証明する資料の写し

#### (2) 数量検査

数量に間違いがないか現物の全数確認を行う。

#### (3) 抜き取り検査

ア 検査会場の設営

受注者は、検査の対象となる木材を検査ロットごとにまとめて、発注者の検査対象木材の選定が円滑に進むよう整えておく。

イ 検査内容

含水率、ヤング係数、材面品質及び寸法を検査する。

ウ 検査対象本数の決定

抜き取り検査対象本数は、受注者が自主検査結果表に区分する等級、製造業者、条件が同一の木材（以下「検査ロット」という。）について、原則 1 本又は総数量の 3%（少数第 1 位切り上げ）の大きい方とする。ただし、状況に応じて発注者の判断で増減することがある。

エ 検査対象の選定

検査対象本数の範囲で、検査対象木材を選定する。

オ 検査方法

##### (ア)目視検査

木材仕様書、木材明細書に記載の規格に従い、材面の化粧性や当て傷等の有無を確認する。

##### (イ)寸法検査

検尺で木材仕様書の規格を満たしていることを確認する。

##### (ウ)曲げヤング係数検査

打撃法もしくは曲げ試験により木材仕様書規格を満たしていることを確認す

る。

(エ)含水率検査

検査対象木材の異なる2面について、各面の端部から300mm以上離れた2か所及び中央部1箇所計6箇所を含水率計で測定し、その平均値が木材仕様書に求める許容値以下であることを確認する。

カ その他

JAS認証材および、かかる荷重が少ないことが想定される木材（大引、根太、垂木等）、現しとならない木材については発注者と協議のうえ、一部の検査を省略する場合がある。

## 2 検査の結果

(1)書類検査

必要な書類がすべて整っており、内容が適切であると認めるときは合格とする。書類に不備がある等により不合格としたときは、対応方法等について協議のうえ決定する。

(2)数量検査

数量が適切であると発注者が認めるときは合格とする。数量に不備がある等により不合格としたときは、対応方法等について協議のうえ決定する。

(3)抜き取り検査

検査対象の木材全数が木材仕様書に定める仕様を満足したときは合格とする。1本以上不合格となったときは当該検査ロットを不合格とする。不合格となった検査ロットについては、全てを受注者が引き取ったうえで、木材の差し替え等を行い、自主検査を行ったうえで、改めて当該検査ロットに対して検査を行う。